

令和7年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和7年10月22日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時19分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	武井 祐司 君	4番	湊 祐介 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	中山 義隆 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	三上 正洋 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	坂本 英樹 君
建設環境部長	藪中 晃宏 君	財政課長	佐藤 寛之 君

教育委員会 教育委員 会長	泉山 浩幸 君	教育委員会 生涯学習部長	丸 徹也 君
------------------	---------	-----------------	--------

市立病院 副 管 理 者	中館 佳嗣 君	市立病院 経営管理部長	池田 亨 君
-----------------	---------	----------------	--------

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

土田実君

事務局出席者

議会事務局長 岡崎忠幸君

議会事務局長
議総務課

須藤友章君

議会事務副局長 徳竹和美君

議総務課主任
議総務課主任

清水健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

11番 中山義隆議員。

○11番（中山義隆君）（登壇） 令和7年第3回定例会において、一般質問を行いたいと思っております。

今回は士別市のヒグマ対策、環境対策についてです。

まず1番目に、ヒグマ対策に対する環境整備について述べたいと思います。

近年、北海道をはじめとする道東各地でヒグマの被害が増加している中、ヒグマの被害がエスカレートし、どうもうな動き、行動になっています。一例を挙げますと、近年報道情報によりますと、ヒグマ出没が相次ぎマラソン中止、これは日高管内、浦河町、また、浦河町浦河ピスカリマラソンが熊の被害により大会中止。40年以上の大会の歴史の中で初めてと報道されております。

また、東北、秋田県大仙市では80代女性が顔などを引っかかれての被害があり、岩手県北上市では、キノコ狩りの中、行方不明になり、山中で遺体で発見。また、宮城県栗原市では、4人のキノコ狩り中、女性2人が熊に襲われ、1人遺体で発見。1人は今もまだ捜査中ということです。

北海道でもヒグマの被害が相次いでいる。記憶にも新しい7月12日には、北海道福島町での新聞配達員が襲われ死亡。この事件は福島町内で4年前に女性を襲った熊と同一の可能性があるととも言われております。また、朱鞠内湖での釣り人が熊に襲われた事件。渡島管内八雲町熊石泊川町の住宅で玄関風除のガラスが破損被害に遭われております。

また、近郊では、士別市朝日町でのハンターが襲われた事件、岩尾内湖での白樺キャンプ場での親子熊3頭の目撃、キャンプ場は一時閉鎖。また、今月に入って芦別市での住宅街の国道を歩き回るのを目撃。北海道八雲町で熊石地区では熊の出没目撃情報は9月から10月上旬までに78件相次いだとされております。

また、札幌市を含む積丹、恵庭エリアの個体数は推定852頭とされ、30年で約4.3倍の数が街に熊個体数増加の背景にあり、その要因は、夏場の気温上昇により餌となるふき、どんぐり、

コクワなどの不作、凶作が原因とも言われております。

そこで、国の環境省は10月6日に、今年4月から9月末の熊の人身被害が全国20道県の99件108人に上り、過去最悪ペースと発表され、最多は岩手県で東北の被害が目立ち、農作業中の被害も相次いでいる。環境省では、農家の作業中の被害を防ぐ対策として、田畑を電気柵で囲う、隠れ場所とならないよう草刈りや木の刈払い、放棄している栗や柿の木の伐採、出没情報等のチェック、収穫した米や野菜、果実は屋内で保管、熊を誘導するガソリンなどの揮発物は保管所に保管、出荷しない果実や野菜の早期処分、また、農作業に対しては早朝や夕方以降の農作業を避ける、ラジオや音楽をかける、一人での農作業は避けるなどと挙げられています。

そこで、本市でも熊の目撃は依然近くの国有林を横断する熊を自宅から50メートルのところ目撃をしました。最近はルートが変わったのか、目撃はしていませんけれども、中士別7線国有林の目撃、水郷公園での目撃、また、九十九山神社付近、まちに近づいているようにも思えます。

他地域での出来事が身近に感じられる。そこで、本市はどのような対策をお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

次に、市街地域の環境整備及びその周辺の環境整備について、前段でお話ししましたが、本市では自然豊かなまちとしてアピールもされているところですが、熊に対する対応・対策が不十分であれば印象も悪くなり、また、スポーツ推進のまちとしてでもアスリートたちにイメージダウンにつながるのではないのでしょうか。

熊の移動は川を移動手段として、湖畔の水際移動が多いとも言われております。本市は天塩川を挟むように伸びています。熊も水の少ない時期や場所を選び、水際を利用しての移動、その後、沢を利用して山中に入ってから移動。そんな中、一つ取り上げますと、朝日町でも上士別町でも、水郷公園の天塩川沿いにつながっています。また、上士別町20線の川沿いには熊のたまり場があると昔から言われております。

また、例えば天塩川より中央橋付近、東山付近を渡り、ゴルフ場付近を移動して東山墓地の敷地に入ったら、市街地で住宅街。また、南小学校、南中学校などがある地域。そういった中、環境整備として九十九山周辺から市民の協力も得ながら、東山墓地やその周辺など、環境整備を行ってはいかががでしょうか。熊が出るだけで、やぶや隠れ場所がないような地域にしなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

生ごみや一般ごみについては、市民の協力でクリアされていると思いますが、風や雨での散乱ごみ、ポイ捨てごみなどについては協力を得るために、どのような対策をお考えでしょうか。

隠れ場所等は雑草除去、雑木撤去については、どのような対策をされていますか。

また、過去、熊に対しての猟銃や箱わなに対しての資格、免許などの一部負担額の助成などを行っています、その成果はどのように表れていますか。

また、市町村長の判断で、市街地での熊の出没により、自治体判断の9月の施行改正鳥獣保護法により、緊急銃猟の委託が可能となりましたが、このことについて本市はどのように、そ

の方法をお考えでしょうか。また、今後どのように対するのをお聞きしたいと思います。

また、前文で熊の移動についてのことに触れましたが、旭川開発建設部との面談などで市長が行っていると報道や何かで聞いております。そんな中、天塩川の環境整備についてお話がされていると思いますが、どのような内容の対応や考え方をお聞きしたいと思います。

以上で一般質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

初めに、ヒグマに対する環境整備についてです。

近年、全国各地でヒグマやツキノワグマの目撃や人身被害などが多発しており、大きな社会問題になっております。本市においては近年、人身被害は発生していないものの、本年9月末時点で昨年を上回る目撃情報等が寄せられています。

目撃情報等が寄せられた際には、士別警察署や猟友会士別支部と情報共有を図り、現地の確認や注意喚起看板の設置、市ホームページ等での情報発信により、市民への周知を行っています。また、北海道が設定する春と秋のヒグマ注意特別期間には、広報等を通じてヒグマに遭遇しないための対応についてもお知らせをしているところです。

このような情報発信を行うことで、市民一人一人が情報に基づいた対応と知識を習得されているものと考えています。引き続き、市民が安全安心に暮らせるよう情報発信はもとより、士別警察署や猟友会士別支部との連携強化を図ってまいります。

次に、市街地域の環境整備及びその周辺の環境整備についてです。

議員から御提言がありました、市民による市街地の環境整備については、昨年ヒグマの目撃があった自治会では本年度も草刈りが実施をされております。また毎年、市では春と秋にクリーンリサイクル推進月間を設定し、各自治会へ地域の一斉清掃による生活環境の確保等と呼びかけることにより、自治会等で身近な場所のごみ拾いや草刈り作業などが行われています。

このほかにも、東山墓地の草刈り等をはじめ、管理が行き届いていない空き家や空き地の情報が市に寄せられた際には、所有者などへ法律等により適切な管理を行う責任があることを説明し、建物に限らず敷地内にある雑木などの適正管理について指導をしています。

今後においても、市民の協力を得ながらヒグマを寄せつけない環境づくりを進めてまいります。

次に、狩猟免許などの支援と緊急銃猟についてです。

本市では、ヒグマやエゾシカなどの有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に対し、猟友会士別支部への加入などを条件に費用の一部を助成しており、近年では令和元年度に1人、5年度に1人、6年度に2人の助成を行っています。成果としては、これまで有害鳥獣の捕獲に御協力いただいている猟友会の新たな会員の加入が最も大きな成果であると考えており、今後は農作物等への被害防止をはじめ、目撃情報が寄せられた際の巡回体制の強化も図られるものと期待をしているところです。

緊急銃猟制度については、近年、熊やイノシシといった危険な鳥獣が人の日常生活圏に頻繁に出没している状況に対応するため、本年9月1日に施行した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、新たに設けられた制度です。議員お話のとおり、市街地に熊が出没し建物等へ侵入した場合に、安全確保を行った上で市町村長の判断で職員または職員以外の者に委託して、緊急銃猟の実施を可能としたものです。

日常生活圏での銃猟の使用は人や建物への着弾のおそれがあり、非常に危険であることから、本市としても慎重な対応が必要と考えています。

現在、本市のヒグマ緊急銃猟制度対応マニュアルを作成中です。引き続き、士別警察署や猟友会士別支部との連携と協議を行い、緊急銃猟制度への対応を検討してまいります。

次に、天塩川の環境整備についてです。

本市では、上川管内自治体による上川地方総合開発期成会や天塩川流域自治体を構成とし、現在会長職を務めている天塩川治水促進期成会において、国及び道に対して要請活動を行っています。この中で、国及び道が管理する河川の維持管理の推進とともに、河道掘削や樹木伐採の促進について要請をしています。河川敷地は昼間の移動ルートとして高い場所とされていることから、引き続き、国及び北海道への要請を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○11番（中山義隆君） いろいろ行動に移しながらの要請を行っていることでしょうか。そういう感じで思います。また、報道機関等々でもありますけれども、やはり早朝と日没との行動が心配されることなのですけれども、日没のときの作業は農作業の人が多いかもしれませんけれども、早朝の配達員、この前事故に遭って亡くなられた方もいますけれども、やはりここ本市でも、早朝に新聞配達、うちに来るのが3時半前後で来ます。今の時期になると相当暗い。そんなときに、配達員のスタッフ募集も出ていますけれども、そういったところの補助などのことを考えておられるのか。銃猟の資格免許を取るのに助成しているわけなのですけれども、そういった中でよく言われているスプレーとか、鈴やなんかは、そういうのは値段は安いと思いますけれども、そういったスプレー関係がやはり報道やなんかでも使用したらいいとかという、場合には出ていますけれども、そういった士別市が今できること、配達員に限らず、そういうようなこともやはり考えていくべきではないかなと思います。

また、自分も遭遇したわけなのですけれども、今年の秋に麦のまき付けをやろうと思ったときに、100メートル以内に熊が天塩川沿いから上がってきて、沢伝いにちょうど畑でお目にかかることができたのですけれども、凶暴でなかったために、またその沢に戻って帰っていったのですけれども、どうしても川西地区については、天塩川、また河川の小さな川が産卵する中で、今の時期としては、春に放流するシャケが戻ってくる時期でもあるのです。そういう小さな川に対しての指導や、看板立てるのはもちろんのことなのですけれども、やはりそういうことに対しての注意力をできるような対策があればいいなとは思いますが、その2点

のお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えします。

まず1つ目、朝の配達員ですとか、どうしても業務として熊の出没の可能性が高い時間帯に作業しないといけない、労働しなければならない方々、あと、市民の方も朝多く走ったり歩いたり健康づくりのためにいろいろ行動されている方々に対してのサポート的なお話だったと思います。実際、今回神社付近での目撃の際も、市の行動としましては、当然、防災無線ですとか看板の設置、あと立哨的な部分で注意を促しました。今、議員からお話がありましたとおり、新聞配達というところも、遅い時間だったのですけれども、9時過ぎに新聞店にお邪魔して注意の促しをしたところ です。

1日遅れてになりますけれども、私の自宅にはその新聞店から、熊の目撃情報があったので配達が遅れる可能性がありますので御了承くださいというチラシも入ったところ です。

この地域、全国各地、熊の出没ですとか被害状況が出ていますけれども、十分この間、広報ですとか様々なひぐまっぷで注意を促しているところではありますので、まずは自分自身の身を守るということでもエリア的な部分、行動の時間を控えていただくということも、まず真っ先に行っていただくことなのかなと思っています。

また、新聞配達員の方々も先ほどお話ししたとおり、多少の、配達員の身を守るためには、配達の時間が遅れるということも、私たち市民も理解しないといけないところだと思いますし、人によっては車での配達ですとか自転車の配達をしているというお話も、お店から聞きました。車の場合はある程度シェルターの的にもなりますから、身が守れる可能性は高いのですけれども、自転車となるとなかなか身を守れないと。そういったところでいきますと、山に入るときもそうですけれども、鈴をつけるだとかそういった対策も常日頃からしておく必要もあるのかなと思っています。

いろんな事例が今、全国、全道各地で出ていますので、そのような対策もいろいろと情報収集しながら、何かしらの対応を考えていければなと思っています。

それと、川西地区のさらなる、農村部における出没の看板周知とかもしているけれども、さらに何か対策取れないかという御質問だったと思います。

一昨年ですか、ひぐまっぷを情報発信の一つのツールとして市民の皆様方にお知らせしているところですが、やはり見ていただいてお分かりのとおり、傾向的には朝日地区、上士別地区、川西地区と東側の地区に多く出没ですとか捕獲の状況があります。

まだ、作業的には行っていませんけれども、昨年と今年のヒグマの目撃情報を重ねたときに、恐らく大体同じような場所に出没しているだろうと想定されます。今までは目撃の部分、そういうのも色分けで表示をしているところもありますけれども、もう少し熊の出没が頻繁に起きている場所については発信の仕方、情報発信の仕方、注意の促しの仕方的なものは、工夫していく必要があるのかなと思っています。

御意見いただいた部分を参考にしながら、今後検討していきたいと思います。

補助金の御提案もいただきました。現時点ではそのような部分で市の支援的な部分は考えて、今、いないところではありますけれども、ほかの自治体の状況とかも参考にしながらいきたいなと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 令和7年第3回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

質問に入る前に、所信表明についての市内経済の活性化・財政政策について、農林畜産業の支援・特産品開発について、誰もが住みよいまちづくりについて、まとの魅力強化・合宿の聖地へについて、環境対策等インフラ整備については、昨日の一般質問にて諸先輩方が質問されておりましたので、取下げをいたします。

先般の市長選挙では、未来に向かった政治姿勢が評価され、渡辺市長の再選となりました。改めてお祝いを申し上げます。先の読めない時代で大変なことがほとんどであると思いますが、士別市という船の一員として、共に荒波を越えていく覚悟でございますので、よろしく願いいたします。

さて、まずは所信表明について質問をいたします。

初めに、今回の選挙期間中を通して、これまでの取組に対する評価の声をいただく一方、解決が進まなかった課題などへの厳しい御意見もいただきましたとありましたが、解決が進まなかった課題とはどういった内容であったかをお教えてください。

市政運営の基本的な考え方につきまして、昨日、奥山議員も質問をされておりました。将来を見据えて、様々な検証をされていくという御回答であったかと思えます。前向きで非常にうれしいことだと感じました。そこに少し加えさせていただきますと、研修も非常に大事であると考えますが、人は忘れる生き物です。ドイツの心理学者ヘルマ・ンエビングハウスが発表した長期記憶に関する研究によると、人は何かを学んだとき、20分後には42%、1日後には67%、31日後には79%忘れるといいます。研修で学んだ内容を身につけるためには、復習や記憶を呼び戻す作業が必要です。

今回の所信表明で、市民に信頼される市役所であり続けるため、市民の視点に立った対応を心がけ、窓口対応のみならず、全職員が接遇の向上を一層図るとともに、情報共有や市民参加を進め、市民に優しい市役所を目指しますとありました。また、職員が市民の幸福を最優先に考えるという自覚と誇りを持ち、日々の業務に主体性と責任感を持って取り組むよう、さらなる職員の意識向上を図るともありました。非常に重要なことと考えます。また、前向きな方針で非常にうれしく思います。

その中で、市民の視点に立った対応を心がけをはじめとした意識向上を図ったり、高い意識を維持けるといった部分は、個人に任せるだけではこの目標の達成は難しいのではないかと

考えます。例えば1週間に一度、朝礼やミーティングで市民に喜んでいただけたことなどを1人30秒程度で共有するなどし、市民が何を求めているのか、何に対して喜んでいただけるのかなど共有することで、日頃から市民の視点を意識することができるようになったり、よいアウトプットを受けることで高いモチベーションを保つことができるようになるなど、個人に心がけを意識していただくための組織的な取組についてお考えがありましたら、お聞かせください。

次に、学校の魅力化・教育の充実につきまして、学校教育の文脈においては、学校教育については、全ての子供たちにおいて、学びの格差や不利益が生じないよう必要な支援を行うとともに、ICT端末の効果的な活用を含め学力向上を図る環境づくりを進めます。また、義務教育9年間の学びを高校教育で一層深い学びとなるよう、指導の連携に基づいた必要な支援に取り組みますとありました。

また、社会教育の文脈においても、郷土愛あふれる教育に向けては、学校・家庭・地域の連携の下、学校や社会教育において、ふるさと教育、キャリア教育に取り組むなど、ふるさとへの愛着や誇りを育む環境づくりを進めますとあり、このたびの所信表明では、学校教育についても社会教育についても、環境づくりを進めるという表現がありました。

このたびの所信表明には載っていませんが、家庭教育を含め、子供たちの育みにはこれら全ての教育がなくてはならない、連動すべき関係となっております。

現代は少子高齢化、人口減少などの問題も数多くあり、世界情勢も不安定です。また、テクノロジーの進化によって、あらゆるものを取り巻く環境が複雑さを増し、将来の予測が困難な状況であるVUCAの時代と呼ばれております。

先般、令和7年9月5日、中央教育審議会教育課程企画特別部会により、次期学習指導要領の論点整理素案が提出されました。

学習指導要領とは、全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では学校教育法等に基づき、各学校で教育課程、カリキュラムを編成する際の基準を定めるものです。

話を戻しまして、論点整理の中に、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方の項目があり、以下の表現がありました。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら自らの人生をかじ取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育むため、1、主体的・対話的で深い学びの実装、2、多様性の包摂、3、実現可能性の確保の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

このうち、1、主体的・対話的で深い学びの実装は、現行学習指導要領が目指している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化、深化を図るものである。2、多様性の包摂は、多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、

一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、第一の方向性と両立させることが不可欠な第二の方向性である。3、実現可能性の確保は、第一、第二の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、教育課程以外の勤務環境整備とも相まって、審議全体に通底させるべき第三の方向性であると、一部抜粋ではありますが、このように次期学習指導要領についての考え方が示されております。

また、このほかには、第3章多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方という章では、1つ、総授業時数を維持しつつ、各教科の標準授業時数を調整することが可能な範囲で検討すべき。2、教育標準時数を調整することで生み出された授業時数の活用方法について、地域や学校、児童・生徒の実態を考慮して、以下のような取組を特例的に可能とする方向で検討すべき。別の教科等の授業時数に上乘せする。特に必要な教科の解説に充てる。各教科等に該当しないものの、児童・生徒の個性や特性、実態に応じた学習支援など、児童・生徒の資質能力の育成に特に資する効果的な教育プログラムを実施するための裁量的な時間に充てる。

この次期学習指導要領の論点整理では、子供たちがどのような人になってもらいたいから、そのために学校教育環境をどのように整えていくかという方向性を示す内容です。そして後に定められる次期学習指導要領によって、カリキュラムの新たな基準が示されるという状況です。

教育振興基本計画も令和5年に新しくなり、学習指導要領も近い未来に新しくなり、未来の大人となる子供たちについて、どのような人を育てていくか。そのために何をしていくか、マクロ的視点で進めることは、日本の教育では基本であると考えますが、一方で士別市の実情に合ったミクロ的視点で士別の子供たちがどのような大人になってもらいたいのか、そのためにどのような学びをするか、どのようにその環境をつくるかなどの目的、方針、目標、計画などをつくり上げることも重要であると考えます。

なぜなら、士別市の実態が国の掲げるものに全て合うかというと、そうではないからです。都市部と地方の教育環境は異なっていることもその理由の一つです。

行政には、まちづくり総合計画が8年計画であり、その取組が目指すまちに対して有効であったかの評価ができます。しかし、教育行政では総合的な計画はないため、総合的に取組を俯瞰し、評価することが難しい状況となっています。

以上のことから、この機会をチャンスと捉え、地域の子供は学校や行政機関だけでなく、地域全体で育むためにも、士別の教育全体の足並みをそろえ、望む士別の未来へと進むために、第4期教育振興基本計画及び次期学習指導要領を捉えつつも、士別の現状に合わせ、学校教育、社会教育、家庭教育をつなげ、士別の教育全体をまとめた目標、方針、目的、計画を策定していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次期学習指導要領改訂という変化に遅れることなく対応することができると、これまで教育に関わってきた方々、これから教育に関わっていく方々も滑らかに士別の次の教育へと参画しやすくなると思いますので、次期学習指導要領改定スケジュールについても分かりましたらお教えください。

以上です。 (降壇)

○議長 (山居忠彰君) 渡辺市長。

○市長 (渡辺英次君) (登壇) 石川議員の御質問にお答えします。

初めに私から、解決が進まなかった課題と職員の接遇及び意識の向上について答弁申し上げ、学校の魅力化、教育の充実については、教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、解決が進まなかった課題についてです。

私の1期目における政策骨子の進捗については、昨年の第4回定例会において、西川議員にお答えをしたとおりです。また、教育、体育、文化施設の最適化など、さらに検討を進める必要があります、協議を継続しているものなどがあります。

次に、職員の接遇及び意識の向上についてです。

本市の職員の育成に対する考え方は、奥山議員の御質問にお答えしたとおり、様々な職員研修に重点的に取り組んでいます。中でも接遇研修は、毎年新採用職員を対象に実施をしているところですが、全職員の学び直しの視点から、昨年度は管理職、今年度は係長職や会計年度任用職員も対象として、在職者向け研修を実施しました。また、新たな研修メニューとして、民間事業者の現場職員を講師に迎え、相手の立場に立った接客サービスやコミュニケーションのノウハウを学び、丁寧に思いやりを持った市民対応力を習得するおもてなし接遇研修を計画しています。

さらに今年度の研修計画では、職場内の集合研修によるOJTの強化を重点テーマに掲げ、具体的な取組事例を示しながら所属長を中心として、庁内全体で取組を進めることとしています。

本年第1回定例会において、大西議員の一般質問の答弁で申し上げた職員マニュアルとして、接遇マナーブックを7月に作成し、市民の期待に応える公務員としての対応の基本をはじめ、自分が市の代表として思いやりをもって接する心構えなどについて、職場内研修用教材として、全庁でOJTに活用をしています。これらの職員研修が、昨日、奥山議員への御質問に答弁申し上げた庁内のDX人材による業務改革に向けた主体的なチャレンジなどの取組を通して、職員一人一人が市民の視点に立った接遇と意識の向上を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長 (山居忠彰君) 泉山教育長。

○教育委員会教育長 (泉山浩幸君) (登壇) 私から、学校の魅力化、教育充実についてお答えいたします。

初めに、次期学習指導要領改訂に向けたスケジュールについてですが、昨年12月に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方、資質・能力を踏まえた各教科等の目標、内容の在り方などについて諮問が行われました。

現在までに計13回の審議を経て、先月、議員のお話にあったとおり、中央教育審議会教育課

程企画特別部会から、次期学習指導要領を策定する上での素案となる論点整理が出されました。今後、同様な審議が行われ、令和8年12月に最終答申がなされ、翌9年3月に新しい学習指導要領が告示、3年後の12年度から、小学校から順に完全実施される予定となっております。

次に、本市教育の充実に向けてについてですが、このように10年に1回のペースで改定される学習指導要領は、国が定める法的拘束力を持った教育課程、カリキュラムの基準であり、道においては現行学習指導要領に基づいた教育推進計画が示され、上川教育局では管内教育の指針となる上川学びフォーカスが作成されております。

これら国、道、管内教育の指針を受け、教育委員会では昨年度より、本市独自の士別市まなびフォーカスを策定し、子供たちの確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成といった生きる力を育てており、一定の成果が見られているところであります。

また、社会教育やスポーツの推進に視点を当てた士別市まなびフォーカス2では、誰もが先生になれる、誰もが生徒になれるまちをキーワードとし、本市に根差したウェルビーイングの維持向上に努めております。

議員御指摘のとおり、論点整理の中には生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を切り取りすることができる重要性が示されており、このことは学校教育も社会教育も両者が一体となって持続可能な社会の創り手を育成していく必要性を物語っています。

教育委員会としては、これら審議の経過を十分注視しつつ、現行の本市まなびフォーカスを学校教育の観点と社会教育の観点の融合も考慮しながら、本市の子供たちのよさや可能性が一層開花できるように改善を図ってまいります。

また、次期学習指導要領の答申を受け、告示がなされた際には、改めて士別市教育大綱に基づきながら、これまでのまなびフォーカスの目標、内容や他の自治体の好事例の活用、そして市民の声も参考にしながら、新しい教育ビジョンを策定していく考えであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 石川議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） それでは次の質問に移ります。

今回の行政報告では、次回のまちづくり懇談会で総合計画の全体像と公共施設最適化の最終的な方針を伝えるとありました。

今、士別に住まう子供たちをはじめ、未来の士別で暮らす方々によりよい暮らしをつくるためには、大前提として、これからも時代に合わせ変化しながら、様々な事業を進めていかなくてはなりません。そのことは明白でございます。子供に対して場づくりや支援など、また新たな事業をするためには、これまでのように支払い状況がいったいいっぱい状況ではできません。これまであった支払いを減らしていかなければ、新たな事業への予算を確保できないということは、現状の行財政では公共施設や様々な事業をダウンサイジングしなくては、予算がつくれません。ですので、まちづくり総合計画と財政推計につきましては、一体に考えなければならぬことも周知の事実です。

ダウンサイジングである公共施設マネジメント計画を進めていくことは、前市長が市政を運営していた8年前の2017年から始まっています。計画がスタートしてから、渡辺市長が2021年に就任し、間は空いたにせよ、短い間でまちづくり懇談会をはじめ、各団体との協議、財政説明会等、様々なアプローチをされていることは、未来の士別を考える姿勢として素晴らしいことと思います。

重ねてになりますが、期間のない中でダウンサイジングを進めるという姿勢は、非常に厳しいことではあったと思いますし、評価されるべきことと考えます。しかし、過去2回、まちづくり懇談会や様々な話合いの機会がありましたが、短い期間だったことなどもありまして、全てではありませんが、行政と市民とで考えや意見のギャップが埋まっていない場面が多く見られます。

懇談会の中では、現市長になり計画を進め出してから、空白の9か月があるという話もありました。それを市民側だけに検討の余地をなくすのは不平等・不公平ではないかと、その分の協議の時間を与えてほしいという声もありました。

また、先般の市長選挙では、その差370票という状況であり、ほぼ五分五分でありました。その中で争点の一つにもなっていました公共マネジメントの進め方についても、恐らく少なく見て半数は理解、合意をしていないと考えられます。短い期間で行政としても大変な苦勞をされていると承知しておりますが、これらの合意形成を図るためにこれからどのような取組を行う考えでしょうか、具体的にお答えください。

また、公共施設マネジメント基本計画2期も、来年度から10年をかけ進められることから、施設の統廃合の検討や市民説明など、長期的な視点ではどのように進めていくか。例えば大阪大学の教授をお呼びし、翔雲高校生のワークショップ希望者に対して行ったフューチャーデザイン。また、元福岡市役所財政課長であった今村 寛氏による出張財政出前講座と対話型自治体経営シミュレーションゲーム、シミュレーション2030を、行政職員も市民も巻き込んで行うワークショップなど、様々な手法がございます。何かお考えなどありましたら、お伺いします。また、その上で今回の反省を生かせられたらと考えますが、現段階で反省点はありますでしょうか。

ダウンサイジングの総論については行政、民間問わず、多くの方から理解をされている声を聞きます。士別に住まう全市民に対し、手法やプロセスなどについてどうであったか。同様に、手法やプロセスについて、よいアイデアはあるかなど、行政の中からも市民の中からもフィードバックをいただく機会が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

第2次まちづくり総合計画と公共施設の最適化の合意形成の在り方についてです。

これまで、まちづくり懇談会や各種団体との協議、財政説明会などを通じて市民の皆様と意

見交換を重ねてまいりましたが、御指摘のとおり、期間的な制約や情報共有において、十分とは言えない面があったことは、率直に反省をしています。

これまでも申し上げてきたとおり、行政内部における意思決定に相当の期間を要し、企業団体や議会、市民への情報提供について、そのアプローチやタイミングなどを慎重に進めてきたことにより、遅いであったり、足りないといった不信感につながる側面もあったものと認識をしています。

また、これまで延べ10回にわたり、まちづくり懇談会を行ってきましたが、ダウンサイジングに対する否定的な御意見は集約ができた一方で、多様な意見を発言できる雰囲気づくりができなかったこと、これにつきましてもギャップを埋める方向に進まなかった要因の一つと認識をしており、こうした議論の進め方や手法についても、工夫すべき点があったと考えています。

公共施設の最適化そのものについては、多くの市民や関係者の皆様から一定の理解をいただいていると認識しておりますが、総論賛成、各論反対という状況は全国的にも共通の課題であり、多くの市民の方が財政の厳しさや施設の老朽化といった現実を理解されている一方で、身近な施設が存廃の対象になると、感情的な不安や否定的な意見が先立ってしまうことも当然のことと認識をしています。

今後におきましては、このような反省を生かし、早い段階での情報発信や多様な意見を反映できる体制づくりのほか、議論の経過や検討プロセスが市民に見えるような工夫をしながら、このまちの将来を左右するこの大きな課題の解決に向けて取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

中心市街地のにぎわいの創出についてであります。

中心市街地、商店街は、空き店舗が目立ち、寂しい通りになっております。商工会議所や商店街振興組合など、いろいろなイベントを開いたり試行錯誤しながら、にぎわいづくりに努力されていることと思います。

そこで、ここ数年の空き店舗の活用状況をお知らせください。中心市街地の活性化を目指し、中心的な役割を果たすということで、令和3年5月、羊のまち侍・しべつ道の駅が開業しました。道の駅ができたことで、中心商店街に及ぼす影響と効果はどのようなものがあったのでしょうか、お伺いいたします。

開業時の予定では年間12万人を見込んでいましたが、開業時からの来館者数をお知らせください。

道の駅の役割は、1つは休憩機能、トイレや駐車場、飲物の自販機といった基本的な設備が整っており、ドライバーが安心して休息できる場を提供。2つ目には、地域情報の発信機能、地域の観光情報を提供するインフォメーションコーナーや地元の特産品が販売されていることが多く、その土地ならではの魅力を伝える拠点となっています。3つ目には、地域連帯機能、

地域の特産物販売やレストラン施設などを通して、地域住民の交流を促進し、地域の活性化や活力ある地域づくり、また、防災時に避難所や支援拠点としての役割を担うことが予想され、地域社会を支える役割も担っております。

今後の課題と展望をお聞きし、この質問を終わります。 （降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、中心市街地商店街の空き店舗活用についてです。

令和4年度から6年度までの3年間において、士別市中心商店街振興組合が主体となって実施をしたイベントは4件であり、内訳として、4年度2件、5年度と6年度は1件ずつとなっています。

また、士別翔雲高校ビジネス科のアート展示やクリスマスケーキ販売の抽せん受付は、5年度と6年度に1件ずつ実施をされています。さらにお店との連携や顧客の交流を目指した得するまちのゼミナールは、5年度と6年度に1件ずつの実施となっています。

次に、道の駅羊のまち侍・しべつの開業以降の来館者数についてです。

3年度は38万7,099人、4年度は29万4,586人、5年度は27万3,660人、6年度は26万6,578人となっており、4年間で122万1,923人の来館者となっています。

最後に、道の駅が中心市街地に及ぼす影響と効果についてです。

開業以降、市内外から多くの来館者数にお越しいただき、地域ブランド羊肉、士別サフォーラムや天塩川の清流に恵まれ育ったうるち米、てん菜の糖蜜を原料としたビートオリゴ糖などの特産品販売をはじめ、士別市中心商店街振興組合が行うまちなかにぎわい広場など、数多くのイベントが開催され、中心市街地のにぎわいの創出に大きく寄与していると考えています。また、アンテナショップで販売される商品については、地元事業者が全体の約7割を占めており、地元特産品のPRも図られています。

一方で、今後の課題としては、開業時はコロナ禍の影響から、観光地などの混雑を避け、近隣の観光資源を目的としたドライブツーリズムのニーズが高まり、予想を上回る来館者数であったものの、その後は減少傾向となっています。またこの先、縦貫自動車道が名寄まで延伸した場合、集客力の低下や人流の減少についても懸念をしているところです。

このようなことから、これまで以上のまちなか交流プラザを拠点としたにぎわいの創出と本市の魅力を伝える情報発信を行い、交流人口の拡大や地域の活性化を目指す取組について、まちづくり士別株式会社をはじめ、関係団体と連携を図りながら進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 来館者数が年々少なくなっているということで、今、市長の答弁もありましたけれども、今後やはり特産品を含め、魅力ある駅にしなければ、来場者がどんどん減っていくのかなと思っております。

それでやはり、道の駅に来場してもらうには、やはりリピーターを増やすことで商店街のにぎわいの創設もできるのではないかと思います。

道の駅の利用者についても、地元の人たちが大半ではないのかなと思うわけなのですが、地元の人たちもいろいろ商品についても、こんなものも置いてほしいとか、あんなものも置いてほしいという要望があると思うのですが、限られたスペースの中では、あれやこれやとはいかないかもしれませんけれども、やはり利用者の声を聞いて品ぞろえをしてもらいたいと思います。

今の答弁にもありましたけれども、やはりいろんなイベントを行うことで、お客様も呼び込めるということだと思います。そのことについて、何か考えていることがあればお知らせください。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えさせていただきます。

まちなか交流プラザの来庁者の各年度の来館者数については、先ほどお知らせしたとおり、減少傾向が続いているというところです。議員から特産品の開発ですとか、またそののにぎわいを創出したイベントで来場者数を減らさない取組、また、いろんな方々からの出品を受け入れるような体制も検討してはという話だったと思います。

お話のとおり、今、市長から答弁させてもらったとおり、まちなか交流プラザを拠点としたにぎわい創出、これは地産地消に限らず、様々な産業における活用も想定しながら、そのまちなか交流プラザのにぎわいを創出していきたいと思っています。

当然、市民の方々も様々な商品が陳列されていますから、多くの市民にも御利用いただいておりますけれども、市外の方からも多く来場いただいているということで、まちづくり士別からもお伺いしています。外から来る方々にも、今以上の魅力ある商品を選んでいただけるような対応も取っていききたいとは考えているところです。

それと、出品の部分についてもお話あったとおり、スペースが限られているものですから、まちなか場所をどうしていくのかということにも課題はあると思いますけれども、今後限られたスペースですが有効に活用して、どのようなところで魅力を発信できるのかということも、まちづくり士別と関係団体と協議して進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問ではないのですが、ぜひ、せっかくできた道の駅を魅力ある品ぞろえだとか、やはり利用できるように、一般市民の人も含めて地方から来た人にも利用できるような道の駅にしてもらいたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移ります。ふるさと納税についてであります。

2008年度から始まったふるさと納税、年々増加傾向にあり、今では全国で1兆円を超えるほ

どの記録をしております。自身が応援したい自治体に寄附することによって、寄附金に応じた返礼品がもらえることです。自治体も魅力的な返礼品を備えるなど、工夫を凝らし、自治体間の競争も激化していると聞いております。

本市においても、今年は過去最高の寄附額が集まるのではないかと予想もされていますが、昨今の物価高騰の影響で米の価格が高騰し、返礼品に米を取り扱っていることもあり、寄附が多く集まるとの推測ができます。

そこで、過去に本市に納税された件数と金額、また、使い道なども教えてください。

次に、企業版ふるさと納税についてです。

2016年に始まった企業版ふるさと納税とは、企業が地域再生法の認定、地方公共団体が実施するまち・人・しごと創生寄附事業に対して寄附を行った場合に、税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。全国では470億円を超えています。本市における件数と実績、使い道をお知らせください。また、市民からの一般寄附についても増加傾向にあると思いますが、件数と金額をお知らせください。

以上でこの質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、ふるさと納税の寄附件数と寄附額についてです。

令和3年度の寄附件数は2,655件、寄附額は6,618万5,000円。4年度の寄附件数は2,893件、寄附額は6,862万円。5年度の寄附件数は3,276件、寄附額7,219万8,000円。6年度の寄附件数は4,795件、寄附額1億2,033万9,000円となりました。今年度につきましては、9月末現在で申込件数6,172件、寄附額1億7,902万円となり、既に昨年の実績を上回っている状況です。

過去最高の実績となっている要因については、ふるさと納税業務を委託しているまちづくり士別株式会社にて、昨年度に引き続き、士別産米の返礼品を充実したことに加え、毎月発送の定期便希望者の獲得などが伸長につながっていると分析しております。ほかにも、スイートコーンやアスパラなど、旬の農作物を事前に予約する取組を強化したことも大きな要因と考えています。

今後においても、士別産米をはじめ、ビートオリゴ糖や地元農産物、また、ほかの返礼品にも波及していくことを期待しているところです。

次に、ふるさと納税寄附金の充当先についてです。

ふるさと納税を通じていただいた寄附金は、こだわり交流プロジェクト、いきいき健康プロジェクト、すくすく子育てプロジェクト、さわやか環境プロジェクト、はつらつ産業プロジェクトの5つの事業に生かされています。また、寄附者が指定事業なしとした場合は、いずれかの事業等に充当されているところです。

今後も返礼品の充実を図るとともに、全国の多くの方々から本市を応援いただけるようなまちづくりを進めてまいります。

次に、企業版ふるさと納税についてです。

本制度は、地方自治体が策定する地方版総合戦略に掲げる事業に対して、地域再生計画の認定を受けた上で企業から寄附をいただくものです。実績では、令和5年度の寄附件数が9件で、総額631万円。6年度では16件で総額820万円。今年度においては、9月末現在で11件、総額340万円となります。

また、使途については企業からの希望に基づき、まちの未来創造、農業未来都市創造、合宿の聖地創造に関連する各事業に充当しており、具体的にはスポーツイベントの開催や移住定住施策、まちの地域力の推進、農業振興などで活用しています。

なお、ふるさと納税や企業版ふるさと納税以外の寄附金については、5年度が17件で総額871万4,000円、6年度が13件で総額382万3,300円、7年度が9月末現在で5件、総額95万8,000円となります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問をいたします。

ふるさと納税の使い道ということで、今、5つのプロジェクトの中で使われているということで、多方面にこの寄附金が使われているということで納得しました。

あと、返礼品の中身としては具体的に今、お米だとかいろいろオリゴ糖だとかということでいろいろお話ありましたけれども、やはりベスト3といたしますか、一番多い返礼品があれば教えてください。

それと、返礼品の調達費は寄附金総額の30%が上限とされていると伺っているのですが、本市の場合は何%ぐらい調達費にかけているか、分かればお知らせください。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

（午前11時18分休憩）

（午前11時20分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えいたします。

まず、返礼品のトップ3ということで、お知らせさせていただきます。1位がお米ということになっていまして1億を超える状況になっています。それと2位がスイートコーンとなります。3位がオリゴ糖という順序です。

また、返礼品の金額につきましては30%分となっていて、それ以外の2分の1の中で経費にあてがっているということになっています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再々質問いたします。

今、調達品の費用についてお話があったのですけれども、このふるさと納税額の中にも全部組み込まれているということなのですね。そこから何%か調達品のために落ちるといことなのですね。

○議長（山居忠彰君） 坂本部長。

○経済部長（坂本英樹君） お答えいたします。

ふるさと納税の額の例えば100万円納税いただいた方の2分の1、50万円は市のほうの財源ということになります。残りの50%に対してふるさと返礼品ですとか、今、まちづくり会社に委託しているまちづくり士別株式会社に委託している諸経費にあてがうということになっています。

先ほどお話ししたとおり、返礼品に充当しているのは50%のうちの30%、残り20%で、サイト料ですとか、あと、業務の事務手数料、あと納税証明書の発行だとか、そういうものにあてがっている状況になっています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 第3回定例会一般質問を、通告のとおり一問一答で行います。

まず1つ目に、市長の所信表明から質問いたします。

2期目の所信表明を第3回定例会の初日に述べられ、本市行政のため全身全霊で取り組むとの決意を伺いました。なかなか景気も回復しない中、行政の再構築や新規施策に取り組むことは容易なことではありません。加えて、市民からの意見に耳を傾け、計画遂行に当たることは厳しい限りとは考察いたしますが、今回の所信表明の中の市長が政策骨子として掲げた8つの柱から何点かお尋ねいたします。

5つほどありますので、要点を端的に伺います。

まず、市内経済の活性化、財政政策の中からです。

この柱は、市長が1期目により掲げてきた市内経済の活性化であります。この市内通貨については暫時凍結との方針を伺っておりますが、少なくともサフォークポイントの活用強化は検討ではなく、積極的な実施として推進するべきだと考えております。今後、このサフォークポイントをどう推進していくのか、具体的な策があればお尋ねしたいと思います。

次に、ふるさと納税についての考え方をお尋ねいたします。

ふるさと納税、企業版ふるさと納税の拡大についてですが、今回の施策の中にどのように組み入れているのか、また、企業版については令和9年度までの期限が設定されております。その後は未定ですが、御存じのとおり、この両者はもともと税ではなくて寄附金であることは言うまでもありません。つまり、税の原理原則に反しているものであります。自治体財源と地

域振興や返礼品による産業振興の意味から考えれば肯定的な見方もできますけれども、ここはどう考えるのか伺うところであります。

私的にはあまりどうなのかというところもありますけれども、今後、このふるさと納税が長いこと続くということも考えにくいと思いますので、今後これにどう力を注いでいくのかというところをお尋ねしたいと思います。

続いて、学校の魅力化・教育の充実についての柱に、ふるさと教育、キャリア教育について掲げられておりますけれども、このキャリア教育の部分についてお尋ねします。

キャリア教育とは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねがキャリアであるとされています。一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことを示します。

また、文部科学省が提唱しているキャリア教育について、キャリア教育における4つの機能、4つの能力とは、基礎的・汎用的能力を指し、人間関係形成・社会形成能力が1つ、自己理解・自己管理能力が1つ、課題対応能力が1つ、キャリアプランニング能力が1つ、この4つで整理されております。これらの能力は、分野や職種にかかわらず、社会的、職業的に自立をするために必要な基盤となる力とされております。

文部科学省は、主に小学校から高校までの教育の中で提唱していることが基本なのでしょうが、生徒、学生とは別に、社会人教育としてのキャリア教育を推進していくことも大切なのではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

例えば移住定住を目指す若者や学業を終了してもなかなか社会人に抵抗がある方や、自立に戸惑いがある方もいらっしゃいます。これは教育の一環として教育に近い支援を、現在、本市として何か実施されているかをお尋ねいたします。お金を出せということではなくて、手を差し伸べることも必要じゃないかということでの質問であります。

次に、移住・人口減少対策と企業誘致についてから質問いたします。

この柱は、柱の中で地域課題の解決に資すると期待される関係人口について、ふるさと住民登録制度の動向を注視するとともに、関係人口の見える化や創出方法についての検討とありますけれども、この関係人口の見える化と創出方法をどう関係づけて何か具体策があるのかをお尋ねいたします。

最後に、若者や女性などへの企業支援として1期目で開始した、企業フォローアップ経営支援事業をはじめとする各種支援策の継続とありますけれども、これまでの実績と、今後、継続に加えて支援を拡大していくお考えがあるのか。ここがあれば、具体的に教えていただきたいと思います。

パブリックコメントがいろいろ皆さんから出ておりましたけれども、この意見を聞いた中で市長がお考えになることも併せて、この全ての今の質問の中でいろいろな声が聞こえている部分がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

1つ目の質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

初めに、サフォークポイントを活用した市内経済の活性化についてです。

サフォークポイントは、市内店舗等での消費を促進し、経済循環を活性化する有効なツールであると認識をしています。

これまで国の臨時交付金を活用したサフォークポイントによる生活者、事業者支援の実施や端末整備など、システム面も含め、普及促進に努めてきたところです。令和6年度からは、地域循環型住宅リフォーム促進事業に加えて、住まいづくり促進事業において、市内消費の効果を発揮すべく、サフォークポイントの活用を拡大しています。

また、中小企業振興条例に基づく商店街活性化事業では、サフォークスタンプ協同組合の取組に対し助成金を交付するなど、広く活用を推進しているところであり、来年度にはまちなか交流プラザを拠点としたにぎわい創出と連動させ、ポイント付与の拡充やキャンペーンの実施など、活用を強化していく考えです。さらに、若年層や子育て世代を含む幅広い層への周知や認知度を高めながら利用促進を図り、市内経済の好循環を目指してまいります。

また、サフォークスタンプにつきましては、今後さらなる活用について、サフォークスタンプ協同組合と協議を進めながら、具体的な策を考えていきたい、そのように考えております。

次に、ふるさと納税についてです。

本市では、ふるさと納税を平成20年度から、企業版ふるさと納税を令和4年度から取組を進めています。ふるさと納税及び企業版ふるさと納税については、議員御指摘のとおり、納税先を選択できるという観点から、税の原理原則に反しているという見方もあるほか、ふるさと納税の知名度が上がるにつれて、大都市圏からの住民税の減収や自治体間での返礼品競争が激化し、中には総務省から指摘を受ける自治体もあるなど、問題点も指摘されています。

一方で、この制度は貴重な財源を確保するだけでなく、返礼品による市内経済の活性化をはじめ、魅力ある特産品や本市のまちづくりの取組を全国へお伝えできる貴重な機会として捉えています。

今後におきましても、法律の定めに準じて返礼品事業者やまちづくり士別株式会社と連携を図りながら、財源確保と地場産業の振興を図るため、本市特産品の魅力発信を強化するとともに、企業版ふるさと納税ではマッチング支援サービスを活用した新規開拓や、特に本市とつながりのある企業などへのトップセールスを通じて、寄附実績の拡大に努めます。

次に、学校の魅力化・教育充実についてです。

本市においてキャリア教育は、子供たちが将来、社会人、職業人として自立し、自分らしい生き方を実現するため、必要な能力を育む教育として展開しているところです。

一方、社会人のキャリア教育につきましては、社会で働く大人たちが自らの生き方や働き方を主体的に形成していくための教育であり、これは社会人の学び直しであるリカレント教育や、

より広範な生涯学習が含まれるものと承知をしています。

本市は市民の皆様がこれまで学んできたことを生かせる社会、世代を超えて誰もが先生になれば、誰もが生徒になれるまちを目指し、これまでも学校教育、社会教育を通して、ふるさと教育、キャリア教育に取り組んできました。

御質問にあります移住定住を目指す若者や、学業を修了してもなかなか社会人に抵抗がある方、自立に戸惑いがある方への教育に近い支援、これにつきましては、現在は行っておりませんが、市内で活動している団体、サークルの情報の紹介や、市民の皆様の自主的な文化活動の支援といった情報提供と活動支援を行っています。

市民の社会的、職業的自立を支援するためには、教育分野の取組だけではなく、地域、就労、福祉などの各部門によるそれぞれの専門性を生かした活動支援が必要です。これらの活動を通じて、市民のニーズに応じた豊かな心を育む学びの場の提供や、地域が一体となった学校支援活動、子供から大人まで楽しみチャレンジができるスポーツ活動など、主体的、調和的に基づく生涯学習に根差した取組を努めていきます。

いつでもどこでも誰もが学ぶことができる生涯学習社会の実現に向け、市民一人一人が社会人として、また、地域の一員として豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、関係人口の見える化や創出方法については、昨日の西川議員の御質問に対してお答えしましたとおり、本市として停滞なく制度開始ができるよう、準備を進めてまいります。

最後に、若者や女性などに対する企業支援についてです。

企業フォローアップ経営支援事業は、新規開業による地域経済の活性化や地元企業等の安定経営を図るため、専門家による企業や経営改善等に向けた指導を最大3年間受講できる制度で、4年度の事業開始からこれまでに7名が受講し、うち4名が市内で起業、1名が事業承継を行っています。今後も本事業を継続していく考えであり、内容については受講者の意見も反映しながら、より充実したものとなるよう随時見直しを図ってまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 再質問になります。

今、市長から御返答、答弁いただきました。トータルして全部のことに言えると思います。つまり、行政と民間企業、ここが非常に協力していかなければ、なかなか市の行政の目標については達成しにくいということと、これから今年度また関わっていくわけですがけれども、連携を組んだ中で進めたいという総体の意見だと思いました。

本市の基幹産業が農業ということは重々承知しておりますし、先ほど1番目にありましたとおり、市内の経済の活性化というところから見ますと、一次産業の基幹産業である農業のほか、やはり商工業、ここもやはり非常に関連を持っていかないとなかなか難しいと思いますし、特に農業であればJAさん、それから商工業であれば商工会議所ということになると思うので

すが、ここら辺のやり取りを、特に商工会議所の絡みとえば、やはりいろんな要望なり要請なりがサフォークポイントも含めて出てきていると思いますので、やはり各担当者どうしの中で意思の疎通等連携を組んでいくことが、やはり土別の経済には非常に大事なことだと思っております。

なかなか前回、会議所の方からいろいろ意見を聞いたのですけれども、会議所から出てくるいろんな要望書についての、サフォークポイントも含めまして、なかなかきちっとした回答も出てこないということも聞いておりますけれども、やはりここは市行政と会議所とも膝突き合わせて、JAさんもそうですけれども、本当に担当者どうしの本音で意見の交換なりを小まめにやっていく必要があるのではないかなというところは思っております。

それこそ民間、それから一般企業、団体を抜きにして、個人もそうですけれども、やはり行政の発展にはなかなか結びつかないと思いますので、この辺はお互いに全ての企業に対してきっちり意見交換ができる場所というのをこれからもっともっと増やしていただきたい。この辺はどうお考えなのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 真保議員の再質問にお答えいたします。

我々行政と民間の事業所、あるいは市民の皆さんがしっかりと連携をする中で、まちづくりを進めていくべきではないかという御提言も踏まえた再質問かなと理解しております。

まず、具体的にサフォークポイントのお話になりましたので、この辺も少し触れさせていただきますが、これまで私が就任してからサフォークポイントをさらに発展させるため、あるいは質問の事項にありましたが、地域通貨にさらにグレードアップさせる際にも、私自身も実際に会議所のほうにお出向きして協議を進めてきた経過がございます。

これにつきましては、単純に市内経済だけの今の状況で凍結したというよりは、やはり今後、さらにステップアップする上では、システム的な課題とかそういったものも考えられるという我々は認識をしております。そういった部分では、今後も協同組合のほうとはこういった課題解決に向けて話を進めていく必要があると思っております。

今、真保議員からのお話だと、ちょっと我々が引き腰になっているようなイメージをお持ちなのかなと私はちょっと今感じたのでありますけれども、全くそんなことはございません。これにつきましては、第一に進めていきたい事項であると考えておりますし、今後も必要だと思っております。ただ、現状では今はまず、この既存のシステムでサフォークポイントを活用していただいて、その中で市民の皆さんがこの地域で市内経済に還元するという、そういった醸成を、気持ちの醸成をつくっていく段階なのかなと判断をしているところでございます。

また、併せまして今回、サフォークポイントのみならず、あらゆる部分で、特に農業だけではなく商業、工業もそうありますが、重要だと思っております。もちろん林業もそうありますし、あらゆる産業です。特に農業につきましては、ターゲットが国内であったり、あるいは場合によっては国外というお仕事になろうかと思っておりますが、そのほかの工業、商業の特に地元

企業の多くは、住んでいる市民の皆さんのためのお仕事をしていただいているという認識でありますから、こういった部分も特に今、人材不足というお話も聞いていますので、しっかりと情報共有、それから意思疎通も図りながら、地場産業の振興に向けて、しっかりと行政としても取り組んでまいりたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 御返答は要りません。返答あればいただきたいのですが、今最後に市長がおっしゃいました、企業だけではなく、やはりそこに働く人らの皆さんとやはり連携を結ばないと、これ、さっきの話に戻りますけれども、例えばパブコメだとか、例えば意見交換会だとかやっておりますけれども、実際にその場に出てきて一般の市民、働いている方が、やはりパブリックコメントに出せるという方はなかなか限られておりますし、意見交換会についても出てくる方というのは本当に限られています。ですから、こちら辺の一般の企業、それから一般の市民の方にやはり声を聞くということが、先ほど市長の前回の前の方の質問でも出ておりますけれども、これはやはり、現場にきっちり出てお話しする機会をつくって、働いている方、一次産業、二次産業、三次産業の方の、今この経済を潤すために働いている方、実際に納税されている本当にバリバリで働いている方の意見をきっちり、ここに捕らわれないで聞くことも必要かと思えます。

ですから、ここの今の経済関連に関する質問として、再々質問として出しておりますけれども、この辺をぜひ、皆さんの声を聞いて、企業の話聞いて、ぜひ、今後、それを支援に結びつけていただければと思います。なければ別に、これで終了します。

○議長（山居忠彰君） まだ、真保誠議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時46分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、午前中の佐藤議員の一般質問に対する答弁について、訂正したい旨の申出が行政側からありましたので、これを許します。

坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 先ほど佐藤議員の再質問に対しまして、返礼品の取扱いの上位3件について答弁させていただきました。答弁につきましては今年の9月末における件数をお知らせさせてもらったところなのでございますけれども、3番目に多かった商品について、私のほうでオリゴ糖と申し上げたところなのでございますけれども、正しくは強力粉が正しいことになっております。ちなみにオリゴ糖は4番目に多い取扱件数となっております。大変申し訳ありません。訂正させ

ていただきます。

○議長（山居忠彰君） 一般質問を続行いたします。

真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 午前中に引き続きまして、2つ目の質問をいたします。

本市に建設予定の太陽光発電施設についての質問であります。

本市川西地区に建設予定計画されておりますメガソーラー建設について、何点か質問いたします。

この計画につきましては、令和6年春先より、地元住民の皆さんを中心に説明会が開催されたと聞いております。その後、主立った動きはなかったようですが、本年1月に開催されました当議会の意見交換会にて、川西地区の住民の方より、本件の状況と意見が出されまして、議会から本市に伝えまして意見された内容について確認したところであります。

その時点では既に、資源エネルギー庁の認可が下りているということを知っておりました。この御時世、再生エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進は十分に理解できるのでありますけれども、全国的、または全道各地で再生可能エネルギーの各種発電事業に伴う環境紛争と地域共生の在り方が問題になっております。

最近では、釧路湿原周辺で大規模な事業用太陽光発電所の開発が進められており、地元でも反対運動が起きており、既に釧路市はノーモアメガソーラー宣言が発表されております。

このたびの川西地区のこの件につきましても、懸念事項が非常に多いのでこの質問に至ったわけであります。

近年、開発計画が住民に十分知らされずに、ある日突然建設が知らされたり、事業者と地域住民との間で適切なコミュニケーションが図られていないことが問題視されることが多々見られるようになりました。

今回のケースにおいては、民地から民間企業への売却、さらに民間企業での事業でありますので、既に国が本行為を許可している事案でもありますから、行政が介入することではない事業と理解するところではあります。重要な不安要素がありますので質問いたします。

本市では、本年4月1日より施行の士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定いたしました。対象となる発電施設と規模、設置禁止地区、設置業者が守る主なルール等を定めた条例であります。

ここで私が注目する点は、設置禁止地区であります。この設置禁止地区とは、まず1つ目に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域。さらに、土砂災害特別警戒区域。ちょっと長くて分かりにくいのですが、2つ目が、砂防法に規定する砂防指定地の区域。3つ目として、都市計画法により規定する都市計画区域。4つ目として、森林法により規定する保安林の区域。5つ目に、農地法により規定する甲種農地、農用地区域内農地、第一種農地。6つ目に、農業振興地域の整備に関する法律により規定する農用地区域。7つ目として、その他市長が必要と定める区域、この7つであります。

この中で、1つ目のちょっと長かった土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは、本市内ではどこを示しているのかお尋ねするところでもあります。

そして、私が先ほど不安要素と申し上げましたのは、ここに生活用水として利用している場合の水源地が含まれていないこと。本市の市街地域は、天塩川本流を水源としているため、河川管理は北海道開発局の管轄と思いますので、権限の範囲で本市がどうするああするということもできないでしょうけれども、各地域の水源地周辺については、設置禁止区域に加える必要があるのではないかと考えるところでもあります。

参考として、この条例とは別の話になりますけれども、水源地について北海道では、水源周辺の土地の適正利用を確保するため、平成24年4月1日に、北海道水資源の保全に関する条例を施行いたしました。

この条例に基づいて、本市上士別町にある内大部浄水場の水源が水資源保全地域の指定を受けております。本市では、ここだけです。指定を受けた区域内の土地取引行為を行う場合は、契約締結の3か月前までに北海道、この地域は上川総合振興局に事前届出を行う必要があります。本市は面積が広く、各地域で生活用水の水源地として利用している箇所も多々あります。それぞれの地域に指定をしていただけるよう、道への要請をお願いするところでもあります。

今回計画されている設置箇所からの排水は、天塩川本流に流出いたします。その施設内に沈砂池があったとしても、沈砂池というのは土砂が流れた場合に土砂をためておく池であります。これがあったとしても、近年の豪雨災害等を想定した場合、浸食、これにはパネルから落ちた水が小さな川となって、それがだんだん広がって大きな浸食を招くという意味ですが、これをもって大量の土砂が流れ込むことも想定されます。また、台風による風圧をはじめとした複合的な原因が重なって破損が生じる例も全国で散見されます。

今回は、本市の条例前の許認可されたものでありますけれども、本市も重要な関係性を含んでいる事案でありますので、地元関係者を含めた業者との対応に参加できないのかと、本市がこの辺の見解をお聞きすると同時に、参考なのですが、産経新聞の資料によりますと、2024年に出荷された太陽光パネルの95%が外国製であります。そのうち8割が中国製となっており、この中国製のパネルを使って一部では不審な通信機が搭載されていたという事案があります。安全保障上の観点からも、非常に懸念を生んでいるわけであります。特に欧米で見つかった部分では、遠隔操作で送電網に不具合を生じさせた計器もあるということで発表されております。

そして今、現時点に、日本は国産のパネル、これは平成25年頃に既に価格競争で負けまして、中国製が非常に多くなったわけです。今、日本では国内でペロブスカイト太陽電池というのが新しく開発されておりまして、これは純国産で、日本の国産の太陽光パネルというのが今開発されている途中であります。

こういった状況が参考資料として今お話ししましたけれども、これを含めた中で、今回の太陽光のメガソーラーについての開発、これから建設計画されておりますけれども、この辺を含めまして、ぜひ、本市としてもこの事業に対しての参画ができないかということの見解をお尋

ねして、質問を終了します。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

土砂災害警戒区域等の指定の目的は、がけ崩れ、土石流、地滑りなどの土砂災害から国民の生命、身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難態勢の整備などの防災対策を推進しようとするものです。

道内における土砂災害警戒区域の指定主体は北海道知事となっており、土砂災害防止法に基づき、知事が調査により土砂災害のおそれのある区域を指定するもので、本市では、土砂災害警戒区域の指定を受けている区域が36か所、土砂災害特別警戒区域の指定を受けている区域が18か所あり、それぞれハザードマップに表示しています。

基本的には北海道が斜面や崖などの危険箇所を調査し指定するため、市町村の事情や都合で恣意的に指定することはできない制度となっています。また、北海道水資源の保全に関する条例については、指定地域内の土地所有権を移転する場合、事前に北海道へ届出が必要となる制度です。指定に当たっては自治体からの提案に基づき、北海道が判断することになりますが、仮に指定を受けたとしても、対応策は水資源保全指針に沿った助言を行うことにとどまり、所有権移転等に対する強制力はないと伺っています。

本市としても、北海道市長会を通じて国に対し、再生可能エネルギー設備の設置や管理について、関係自治体の意見を反映させる制度の創設などを求めているところであり、引き続き必要な法令の整備や適切な運用について、国や関係各所に要望してまいります。

なお、地元関係者の方を含め、業者との対応に参加できないものかといった御質問については、基本的に本市の条例に沿ったような形で対応を考えているところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 最近も実は、今回の川西地区も施工業者が今回転売して、また業者が変わった経緯もあります。今回、釧路湿原の周辺でも大阪の業者が建設を進めておりましたけれども、外資系の企業に変わるという実例もあります。非常にこの流れが不透明でありまして、なおかつ、これは私の私見ですけれども、どういった業者なのかということも、本市としては関われなくても調査するということまではしてもいいのかなと。不安要素がいっぱいあるので、結局は地元の住民の方、または士別にお住まいの方の不安要素を排除するためには、一番結果的にメガソーラーについては実施してほしくないという意見が多いのかもしれない。

今回の川西地区のメガソーラーの予定につきましては、道北でこれから一番大きくなる大規模なメガソーラーなのです。2万キロワットを超える大規模の発電所というのは今のところ、道内でも本当に珍しく、東北では初めて2万を超える。1万を超えるのも本当にほとんどないので、これぐらいの規模のものができるということを、市民の方々も本当に周知していない方もいっぱいいらっしゃると思います。

今回のこの質問を機会に、士別の市民の方がこの情報を皆さん共有していただいて、果たしてこれがいいのか悪いのか、そこまで我々も口出しもできないのかもしれないかもしれません。ただ今後、この太陽光発電について、風力発電につきましては、海上風力につきましては頓挫している事業が今のところ、これは資材の高騰等もありますから、結局、採算が取れなくて頓挫している計画も多々あります。これは日本の大手の企業でも撤退しております。

心配なのは、これが安全安心を担保しているのがどこまでかということでありまして、できたはいいけれども、これが例えば何か災害、台風とかによって壊れた場合にそこをどうするのか。先のことを考えれば何もできないのが現実でありますけれども、そういった安全安心を担保にするというものの見地からしたら、非常に不安要素が多いと。

これは今、先ほどうぞっと大橋部長が答弁いただいたように、行政としては関われないということは確かにあるのですが、これはやはり皆さんに周知していただいて、こういうものができますよということの情報だけは提供してもいいのかなと、私は思います。

先ほども言ったように、これからまた安全安心な発電機材等がどんどん出てくると思いますので、この辺も含めて行政としては何か動いてくれないかなというつもりで私はちょっと質問したところでもありますけれども、ただ、今回いるほかの議員の方も、あと行政の職員の方も、報道の方も、こういったものがこれから今計画されて実際に進んでいくのだよということを、ぜひ、御承知いただいて、皆さんそれぞれの中で考えただければ幸いかと思います。

今回、中山議員の土地も売ってくれないかというところでの話も聞いております。今後どういう流れになっていくか分かりませんが、この辺は行政も含めてどういうふうなことができて、どういうふうな取組をしていければいいのかというところの、私も一議員として市民の方のいろいろな御相談を受けた中で進めたいのですが、ちょっと私個人としてもなかなか判断するところもあるわけで、行政側として何かお手伝いできることがあれば、ぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 真保議員からの再質問にお答えいたします。

川西地区の太陽光パネルということで、これは当然我々のほうにも説明来ておりますし、真保議員の御質問のとおり、川西地区の方にも説明会を行ったところでございます。

その後、現在のところ、今のところ進捗はない状況ではありますが、私も個人的には、再生可能エネルギーについては多くの課題を持っているだろうという認識の下、活動、あるいは発言をしています。ただ、現状でお話をいたしますと、ただいまの真保議員からも御提案ありましたが、我々は行政としての立場で何かできるかということ、現在の制度上、全くできないということになります。今年の4月1日から施行いたしました、いわゆる士別市の再エネ条例も、拘束力がないということになっております。

我々としては、今回4月から施行した条例に基づいて、しっかりと事業者さんとはやり取りしますが、例えば将来のこと、将来の例えば廃棄の段階でこうしてよとかという文言があった

としても、実際やってもらえるその確証というのは、正直そこまで取れないのが今の現状となっています。

そういったことから、先ほど大橋部長のほうから答弁いたしました。国が決めている現行制度に、やはり問題があると我々は認識していますので、北海道市長会でもそういった要望をしておりますし、さらに今日、本日付で高市新総裁の発言、昨日の発言ということになりますけれども、道新さんのほうに今日出ていました。再生可能エネルギーをめぐり高市首相は、補助や規制を総点検するという発表をされていますので、そういった意味でも今後、国のほうが制度、そういったものにも少し手が入ってくるのかなと今考えているところではありますが、我々としては現状ではなかなか我々の立場として事業を、例えば遅らせるとか、止めるとか、そういった行動には至らないのが現状であります。

釧路の件についても、行政側というよりは、地域住民の住民活動によって、そういう動きが出たということでありますので、やはり実際に士別市民の皆さんがどのぐらい危機感を持ってそういった行動を取っていただけるかということも大事かと思っておりますので、我々としてはある情報を提供することはできますが、我々から事業所に対して何かアクションを起こすということは、現状ではできないということは認識をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、太陽光にしろ風力にしろ、20年後には廃棄になる資源でありますから、そういった先のことを見据えながら、我々にとってもやれることをしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 今言いましたとおり、法規制の問題とか、それから強制力がないということと伺いました。それと今後、例えば国の法規制の問題がまず第一条件になってくるのでしようけれども、その後、市の条例も含めまして、例えば市の所有の土地、建物に限らず、士別市内において、例えばこういった再生可能エネルギーの施設を造る場合に、市の承諾をもらわないと駄目だとかという縛りを強制的につくれるようなシステムにならないのかなということは、どこのどの土地に、私有地に建てても、要は一度、ワンクッション置いて行政を通さないと駄目ですよ。それが届出なのか、それから許認可なのか別としましても。ただ現状は、それこそ国のお墨つきをいただくと、道としても、本市自治体の行政においても、やはりそれ以上何もできないというのが現状だと思います。

ですから、各自治体の条例というものの中に、こういった、例えば国の認可が下りても各自治体の許認可が必要だよという条例を定めても、私はいいのかなと思います。そうすれば、行政が知らない間に話が進んでいるとか、地域の皆さんについてもいつの間にかという、その辺の情報の見え隠れするところが完全にオープンになってしまうのではないかと思うので、再質問の再々質問ですからこれで最後なのですけれども、この辺は国が一番最初に決めることでしょうけれども、これをぜひ含めて、こういった規制に関するチェックを行政が本当にできるよ

うな形にしていきたいと思えます。

この答弁を聞いて、質問を終わります。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 真保議員の再々質問にお答えいたします。

今お話があったとおり、例えば市が所有している土地については当然、我々のほうで権利を持っていますから、売買契約するにしても我々の判断でということになります。

ただ一方で、私有地につきましては、当然個人の財産でありますから、我々のほうで規制をかけるということは現状では難しいのかなと考えています。

また、現状の今回の土別市についてもそうでありますけれども、一番最初に個人の、個人なり何なり土地の所有者がいらっしゃって、売買契約がされて、土地が移譲します。その後に初めて発電事業をやるのだということでご我々のところに来ることがほとんどになります。ですので、土地を購入する方、それから発電事業をする方、発電事業のための工事をする方、これが今それぞれ別々になるのが現状になっていまして、これも考え方によっては法の抜け道を使っているのかなという見方もできるのかなと思っています。

そういった現状がありますので、我々としてはその事業を知ったときには土地の売買が済んでいる状況で来ることが大半でありますから、そもそも売買を止めるという行為には至らないのかなと思っています。

ただ、そういった実態も今回の案件に限らず全国各地で起こっていると、私は認識していますので、そういったことも含めて国のほうの制度として、やはり取締りとか取決めを厳しくしていただく必要があるのかなと思っていますので、今後ともこういった課題を国のほうの制度に反映させられるように、我々しっかりと努力してまいります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 1番 村上緑一議員。

○副議長（村上緑一君）（登壇） 令和7年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

ヒグマ・エゾシカ・アライグマへの対応と対策についてです。

初めに、ヒグマの出没状況と対応・対策について伺います。

この質問は中山議員と少々重なっておりますが、通告どおりに進めたいと思えますので、よろしくお願ひします。全国的にも熊の出没や農畜産物の被害、人身被害が報道されています。本市においても、ヒグマを見た、また、足跡やフンがあったなど、多くの人から私もお聞きしております。

近年、特に山から里へヒグマの出没が見受けられます。そこで、本市でもヒグマの出没が増えているのか、状況と対応・対策についてお知らせください。また、今年の猛暑により熊の餌となる木の実が不作なのか、農畜産物の味を覚えて里へ来るのか、ヒグマの個体数が多くなってきているのか、これらについてのお考えを伺います。

昨年も、ヒグマがキャンプ場や公園など、多くの場所へ出射しました。今年の市街地への出射状況と、昨年と今年のヒグマの捕獲頭数を含め、伺います。

次に、今年9月に制度化された緊急銃猟制度についてです。

この制度は、熊やイノシシが人の日常生活圏に出射し、建物への侵入が見受けられた場合、一定の条件下であれば特例的に市町村長への判断の指示で委託を受けたハンターが緊急に猟銃を使用することも可能にする緊急銃猟制度です。

本市としても、この制度に対する考えや今後の対応について伺います。

次に、エゾシカの出射状況と対応・対策についてです。

近年、特にエゾシカと交通事故が多発しております。北海道の調査によると、令和6年、上川地域では461件と、特に鹿の交通事故が多い年でした。そのうち10月には108件と多く、時間帯では80%が16時から24時に事故が発生しております。今の時期、10月と11月には特に気をつけて車を運転しなければなりません。皆さんも気をつけていただきたいと思います。

そこで、鹿と交通事故に遭わない対応・対策についての考えと、現在までの士別地区でのエゾシカによる交通事故の推移を併せて伺います。

次に、JA北ひびきの調査では、令和6年、エゾシカ、ヒグマ、アライグマの農畜産物の被害調査によると、エゾシカが約1億4,500万円と最も多く、ヒグマが約4,600万円、アライグマが約690万円となり、年々農作物被害が増えてきております。

そこで本市では、従来から農作物の被害をなくすため、鹿、熊の駆除に電気柵が有効として事業に取り組んでいます。この電気柵事業がなければ被害が拡大していたと思います。私は、取り組みやすい事業の助成拡大をまだまだ進めなければ、被害が減少しないと思います。今後の対応・対策についての考えと、昨年と今年のエゾシカの捕獲状況を併せてお知らせください。

次に、国が進めているICTを活用したスマート鳥獣対策、カメラ、センサー、AI等の導入の可能性について。また、エゾシカの捕獲後のジビエの活用法も含め、今後の事業についての考えを伺います。

次に、アライグマへの対応と対策についてです。

先に、士別市アライグマ防除実施計画について、その概要を求めます。本市においても、アライグマを見かけることが多くなってきました。農産物の被害をはじめ、家庭菜園でも被害が拡大しています。9月に入り、トウモロコシ畑での被害では、アライグマの手は人間の手と同じく、器用に両手でトウモロコシを持って食べます。私よりきれいに食べていたことを思い出します。士別市では、いち早くからアライグマ捕獲講習会を開き、箱わな捕獲従事者を増やしてきました。これもアライグマ防除実施計画の1つの対応・対策に結びついているのかと思いますが、これについての考えを伺います。

この講習会が何年目になり、今までの捕獲講習を受けた方々は何人になっているのか。また、他市町村から受入れもあったのか。昨年と今年のアライグマの捕獲状況を併せて伺います。

次に、箱わなの更新についてです。

古い箱わなは、アライグマが逃げやすくできており、今の新しい箱わなは一度閉まると開かなく、捕獲確率が向上しています。早い更新を望み、併せて箱わなの更新状況を伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えします。

初めに、ヒグマの出没状況と対応・対策等についてです。

昨年度、市に寄せられた目撃や足跡、フンなどの出没情報の件数は58件、9月末時点では52件でした。今年度9月末時点では54件となっており、前年度同月対比で2件多い状況です。

ヒグマの出没件数が増えている要因としては、北海道の見解でも示されているとおり、ヒグマの餌となるどんぐりが凶作となっていることなどから、餌を求めて人里への出没が相次いでいるのではないかと推測をしています。あわせて、ヒグマの個体数について、道ヒグマ対策室では、この30年間で道内のヒグマの個体数はほぼ倍増しているとしており、猟友会士別支部からも同様な見解を伺っています。

今年の市街地への出没状況ですが、6月18日の朝日町中央のローラースキーコースでの足跡の確認と、10月2日には、士別神社西側の鳥居付近でヒグマのような動物の目撃情報がありました。また、ヒグマの捕獲頭数については、昨年度が34頭、9月末時点では28頭。今年度は9月末時点では47頭となっており、前年同月対比で19頭多く捕獲されている状況です。

次に、ヒグマ出没時の対応及び緊急銃猟制度に対する考え方などについては、中山議員への答弁のとおりであり、市民の安全を第一に考え、関係団体等と連携の上、検討を進める次第です。

次に、エゾシカとの交通事故に遭わない対応・対策と、士別地区における事故状況の推移についてです。

まず、士別警察署管内における事故発生件数の推移は、令和5年度では26件でしたが、6年では45件で、約2倍近くの増となっています。そのうち10月と11月の発生では、5年が8件でしたが、6年では25件で約3倍強の増となっており、議員お話のとおり、昨年の半数以上が秋頃に集中している状況です。

次に、対応・対策についてですが、事故が増加傾向であるとの士別警察署からの情報提供を受け、士別地区安全運転管理者協会と士別地方安全運転管理者事業主会の会員に発信している交通安全情報を活用し、10月上旬にエゾシカとの事故に対する注意喚起を行ったところです。

次に、農作物被害への対応・対策についてです。

これまでの被害防止に向けた対策として、中山間地域等直接支払交付金事業を活用した集落の取組として、電気牧柵の設置への助成を行ってきました。今後の対策としては、同事業を活用した電気牧柵以外の鳥獣害対策機器の導入助成を集落で検討しており、来年の春には実証実験を予定しているところです。

エゾシカの捕獲頭数については、昨年度が1,138頭、9月末時点では533頭、今年度の9月末

時点では629頭となっており、前年同月対比で96頭多く捕獲されています。

現在、ICTを活用したスマート鳥獣対策の導入について、様々な対応、対策機器が研究開発されていることから、本市としても動向を注視してまいります。

加えて、エゾシカ捕獲後のジビエの活用についてですが、銃弾の着弾部位をはじめ、捕獲後の速やかな解体や加工処理施設の設置など、捕獲から製品化まで一貫した仕組みを構築する必要があることから、現時点での実施は難しいと考えています。

次に、アライグマへの対応と対策についてです。

まず、士別市アライグマ防除実施計画の概要ですが、本計画では本市のアライグマによる被害の防止を図るため、被害状況の把握や被害の低減化、市内への侵入と定着の防止等を定めています。本計画に基づくアライグマ捕獲講習会は、平成26年度に初めて開催をし、29年度からは毎年実施をしてきており、これまでに250人が受講し、全員が防除従事者になっています。また、和寒町並びに剣淵町の方の受講の受入れも行っているところであり、この講習会を通じて、適切な捕獲と安全に関する知識や技術を有した防除従事者の増加により、アライグマの排除につながっているものと考えています。

なお、アライグマの捕獲頭数については、昨年度が345頭、9月末時点では261頭、今年度の9月末時点では382頭となっており、前年同月対比で121頭多く捕獲をされているところです。

最後に、アライグマの箱わなについてです。

箱わなについては平成23年に初めて導入し、市職員によるアライグマの捕獲に活用をしてきた中、26年度からは、講習会を受講した防除従事者への貸出しを開始しています。近年、箱わなの老朽化や破損、生息数の拡大による貸出し件数の増加により、過去5年間では毎年30基から40基を購入し、現在238基を所有しています。議員御指摘のとおり、箱わなが老朽した場合、わなから逃げられるおそれもあることから、今後においても箱わなの適切な管理と更新に努めます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 村上議員。

○副議長（村上緑一君） エゾシカ、熊、アライグマということで御説明ありがとうございました。実際に今の鳥獣の中でも、やはりこの3つが増えているということで、本当に日々生活する中で実感しております。

また、今回も御説明どおり、熊でいけば19頭多い、昨年と比べれば19頭多い。エゾシカ捕獲では9月末ですけれども、96頭も多い。アライグマは特に121頭も多いということで、こういった形で増えております。その中でやはり、この鳥獣対策をまず見詰め直す機会だと思うのです。

そういった形でも、やはり今後、中山間等事業も含めて、各種団体とやはり協議した中で、また新たな鳥獣対策に向けて事業を展開していただきたいと思いますので、その分よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つなのですけれども、アライグマの箱わなの更新について、毎年30基から40基の箱わなの更新が行われているということなのですけれども、私も見るところによると、まだまだ更新状況が足りない。壊れる分もありますけれども、その中で、私もこの講習会を受けて、いち早くからアライグマ捕獲に取り組んできたのですけれども、やはり箱わなの古いものはすぐ逃げられる状態で、やはり今の箱わなどはまるっきり違くて、やはり大分逃した経験があります。

その中でも、特に今年は、私も8月からかけているのですけれども、12頭がかかったのですよね、私の地域で。私が捕ったのですけれども。その中で本当にこれだけ増えている、実際に地域が、中では、増えている実感があります。やはり、この更新を早めていただくのが私の願いなのですけれども、やはり今後、ますます農作物の被害含めてありますので、やはりこの更新を進めていただきたいと思っておりますけれども、その分答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えいたします。

まず、ヒグマですとか鹿、アライグマ、非常に増えている状況で、この取組について、いま一度見直す機会ではないかという御質問です。

先ほど、市長のほうの答弁でも、今まで牧柵等での対策を取っていましたが、鳥獣害対策機器の導入の助成、また、その試験的な実験を今予定しています。

具体的に申しますと、鹿ソニックといたしまして、動物の嫌がる高周波の音を出して追い払うという装置なのですけれども、あくまでも実証実験ですから、どれほどの効果が伴うかというのは来年次第ということになりますけれども、そのような新たな手法でも対策を取って、農作物の被害を守っていかねばならないと思っております。

また、箱わなの更新についてもお話ありました。実際、貸し出す市のほうとしても、点検等は行ってはいますけれども、やはり年数がたてば破損がしやすくなっているというところで、貸し出した先で捕獲に失敗してしまうという事例も起こっています。1基更新するとなれば、大体2万ほどかかるのですけれども、予算の部分は限りはありますけれども、しっかり更新もしていきたいと思っております。

また、捕獲をする拡大防止についても、今、アライグマが出産する前の、要は春捕獲に対応を取ってもらうことも効果的な取組かと思っております。

講習会に出ていただいた方々にも、春捕獲に対しても、ぜひ御協力いただきたいということでもお願いしているところでもありますので、今後も拡大防止、しっかりとした捕獲頭数をししていくように対策を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明23日から30日までの8日間は休会といたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、明23日から30日までの8日間は休会と決定いたしました。

なお、10月31日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時19分散会)